

第17回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年10月25日(水)

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時30分

第17回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 会長提出議案上程

議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第83号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第85号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第86号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第87号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第5 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第6 報告第82号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第83号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第84号 農地法第5条の規定による許可の取消申出について

報告第85号 農地法第3条の規定による許可申請取下願について

報告第86号 農地法第5条の規定による許可申請取下願について

報告第87号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第88号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第7 協議事項

第8 農政問題に対する質疑・応答

第9 閉 会

農業委員

出席委員 19名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	7 番	高 橋	眞 一 君
8 番	大 澤	一 樹 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	11 番	高 橋	七 海 君
12 番	坂 卷	昭 一 郎 君	13 番	宮 城	与 四 郎 君
14 番	野 口	和 幸 君	15 番	籠 宮	信 寿 君
16 番	坂 卷	泰 子 君	17 番	早 野	公 夫 君
18 番	奈 良	晴 夫 君			

欠席委員 な し

推進委員

久喜 4	齋 藤	イ ツ 子 君	菖蒲 2	伊 藤	克 美 君
菖蒲 4	関	裕 一 君	菖蒲 6	飯 田	実 君
菖蒲 11	森 田	清 君			

事務局

副 主 幹 兼 係 長	村 田	直 洋	主 任	黒 須	一 宏
主 任	松 崎	宣 幸	主 事	横 山	玲 央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、第17回農業委員会総会を始めます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

初めに、長谷川会長より挨拶のほうをお願いします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名人の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。18番、奈良委員、1番、杉田委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、経過報告ですが、今回は新たな経過報告はございません。農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第82号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第4 議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の4ページ、申請書番号233302、譲受人は東京都青梅市に本店を置く法人、譲渡人は間鎌在住の方となっております。土地の表示につきましては、間鎌地内の田1筆、850平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在柵を4,382アール耕作しており、取得後につきましては柵の作付を予定しているということでございます。

続きまして、4ページと5ページ、申請書番号233304、譲受人は新井在住の方、譲渡人は小右衛門在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、高柳及び新井地内の田8筆、畑9筆、合計1万5,887平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を429アール耕作しており、取得後につきましては水稻及び野菜の作付を予定しているということでございます。

以上2件について、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係も問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（籠宮信寿君） 15番、籠宮でございます。申請書番号233302のほうからご説明申し上げます。申請法人につきましては、初めて久喜市内の農地を取得し、営農することとなりますことから、10月6日に菖蒲支所の会議室において会長並びに私、申請法人の2名と事務局とで申請地における営農計画書に基づきまして面談を行いましたので、ご報告いたします。

申請法人は、現在福島県、静岡県、茨城県などの、つくば市が一番大きかったというふうなことで、全国12市町におきまして、農地を所有及び賃借し、榊の栽培を行っている法人でございます。申請地を耕作していく上での栽培技術はもとより、人員も多数おることと、農機具等も保有されておまして、許可後におきましても問題なく耕作されるものと考えます。また、榊の栽培におきましては、質のよい榊を成育するに当たって、日陰での栽培が好ましいとされておりますことから、許可後につきましては、申請地の上に営農型太陽光発電設備を設置し、その設備の下のところを利用して、日陰部分を利用して栽培する予定とのことございました。

なお、当該申請地につきましては、10月20日に現地調査を行いましたので、併せてご報告いたします。

総会資料1を御覧ください。申請地でございますが、JR宇都宮線と国道125号線が立体するような形で、申請地の上のところが国道125号線になってございます。集落に隣接して位置しており、東は住宅でございます。南西に市道、北側は国道125号線下というふうなことで、現況を確認いたしましたところ、休耕地で若干草が伸びていた状況ございました。

次に、申請書番号233304でございます。資料の2を御覧いただきたいと思えます。地図上で大きく真っ黒のところの中川になってございまして、その右手のほうに用水路、その両側に位置する農地で9か所ございます。その9か所の申請地全て耕作後の耕うんが施されており、管理もされておりました。

以上2件の申請内容及び現地の状況を確認いたしましたところ、許可相当であると判断いたしましたものでございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま籠宮委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

早野委員さん。

○17番（早野公夫君） 17番、早野です。この案件は、営農型の太陽光発電の申請なのでしょうか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主任（黒須一宏君） 黒須でございます。先ほど籠宮委員さんからご説明がありましておおり、今回の3条の許可申請においては、譲受人が榊を栽培するということに対しての所有権移転の許可になります。その後、榊は直射日光を嫌いますので、上に日陰がないと成育がよくないということですので、12月以降に5条の一時転用で営農型太陽光の設置の許可申請が出る予定となっております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 早野委員さん。

○17番（早野公夫君） それでは、これは一時転用ということですね。

○会長（長谷川 勲君） 事務局。

○主任（黒須一宏君） 3条は所有権移転です。恒久的な所有権移転になります。あくまでも営農型太陽光の性質として恒久転用が認められてなく、一時転用で最長で10年、最短で3年というのがあるのですけれども、その申請が12月以降に出てくるというところですよ。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 早野委員、よろしいですか。

早野委員。

○17番（早野公夫君） 営農型太陽光発電という、定義というか、規格というか、モデルみたいなものはあるのですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主任（黒須一宏君） 定義は、圃場がありまして、そこに支柱を何本か立てるものです。その上に太陽光のモジュール

ル、パネルを設置して直射日光から、下に日陰をつくるというものでして、農地転用の申請については、その支柱の部分、そのみが一時転用になります。当久喜市農業委員会においては、平成28年度に一回営農型太陽光の許可をしている経緯がございます。それで、営農型太陽光の下で耕作するものについてはブルーベリーということで許可しております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 早野委員、よろしいですか。

○17番（早野公夫君） 分かりました。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第83号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第83号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第83号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の7ページ、申請書番号234403、申請者は鷺宮在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑1筆、318平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から物置などの住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。10月21日に現地に確認に行っていましたので、ご報告申し上げます。

申請書番号234403、資料3のほう見ていただき、申請地は、久喜市立鷺宮東中学校から南へ約400から500メートルほどの集落内に位置しております。周囲の状況は、北側が畑、東側が宅地、南側が市道、西側が宅地ということで、御覧のように右側が宅地になっておりまして、この今回申請のところは物置、納屋、作業場というふうになっている状況でございます。被害防除及び排水につきましては、以前と何ら変わることなく、周囲に特に被害を及ぼすことはないと考えます。

以上の案件につきまして、申請書類及び現地の状況から許可相当と判断いたしましたところでございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま坂巻委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第83号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第84号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書9ページ、申請書番号231525、譲受人は東京都豊島区在住の方ほか1名、譲渡人は久喜東5丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の田2筆、合計456平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございまして、こちらの案件につきましては、令和5年8月の総会において計画変更の承認を受けた案件でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来子供をもうけることを考えると現在の住まいでは手狭になってしまうため、妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231526、譲受人は加須市在住の方、譲渡人は久喜東5丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の田2筆、合計489平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございまして、こちらの案件につきましても、令和5年8月の総会において計画変更の承認を受けた案件でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の実家にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人が勤務地に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、10ページ、申請書番号231527、譲受人は西大輪1丁目在住の方、譲渡人は北中曽根在住の方となっております。土地の表示につきましては、北中曽根地内の畑1筆、499平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の妻の実家にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231528、譲受人は野久喜在住の方ほか1名、譲渡人は北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の畑1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転に

よりも自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、家財道具も増え、現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231529、譲受人は千葉県松戸市在住の方、譲渡人は上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の宅地1筆、300.10平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転により自己用住宅建築のための転用申請でございます。令和5年9月の総会において計画変更の承認を受けた案件でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の社宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、11ページ、申請書番号232515、譲受人は川口市在住の方ほか1名、譲渡人は菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の畑1筆、427平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定により自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、家財道具も増え、また子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号233512、譲受人は加須市に本店を置き、運送事業等を行っている法人となります。譲渡人については、加須市在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田2筆、合計1,550平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転により倉庫建築を目的とした宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在増加する倉庫事業に対して倉庫スペースが不足している状況が続いており、そのため今回近隣で土地を探していたところ、近隣の所有者から了承が得られたことから、駐車場として利用している事業地と一体の敷地で倉庫を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号233516、譲受人は戸田市在住の方ほか1名、譲渡人は狐塚在住の方となっております。土地の表示につきましては、狐塚地内の田1筆、406平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定により自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうことから、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、12ページ、申請書番号234544、譲受人は幸手市に本社を置き、土木業などを行っている法人となります。譲渡人は、下早見在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の田3筆、合計2,421平

米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良及び進入路のための一時転用で、転用期間が6か月間となっております。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。当該申請地では現在休耕状態ですが、盛土、整地等を行い優良農地に変え、野菜等を栽培するための畑として利用したいとのことで農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しのようなものでございまして、掘削の深さが60センチ、現況面より1.45メートルのかさ上げを行う計画でございます。搬入路は、春日部市のストックヤードに保管してある建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後はネギ及び柿の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号234545、譲受人は加須市在住の方、譲渡人は千葉県四街道市在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷲宮地内の畑2筆、合計494平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上10件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（野口和幸君） 14番の野口でございます。10月20日に1番、杉田委員さんと現地調査を行いました。順次ご報告いたします。

初めに、231525ですが、資料の4です。申請地は、東北新幹線と新川用水の交差点より北東に70メートルの位置にあり、旗ざおの敷地となっております。現地は、整地がされておりました。周囲は、東側が畑で、南側に住宅、西は畑と思われませんが、雑草が繁茂しておりました。北側は、この後の申請箇所ですので、周囲にブロックを設置し、排水は公共下水道に接続するという計画となっております。

続きまして、231526、資料の5ですが、先ほどと隣接したところでございまして、231525の北側に位置しております。同じく旗ざおで敷地そのものは整地されております。周囲は、北側に水路と公道、東は畑、西は先ほどと同じように雑草が繁茂していると、そういう状況でございます。周囲にブロックを設置し、排水は公共下水道に接続するという計画となっております。

続いて、231527、資料の6番です。231527番ですが、申請地は久喜市の西公民館より南西に約300メートルに位置しております。周囲は、東に公道、北に住宅、ほかは畑となっております。宅地箇所に盛土をいたしまして、建築し、隣地境界につきましては、土留めを設けるという計画であります。排水は、公道の既設排水管に接続するというふうになっております。

続きまして、231528でございます。資料は7番でございます。申請地は、新幹線と圏央道の交わる箇所より北東に約300メートルの位置にあります。周囲は、東と南側に公道、北は畑、西は住宅となっております。敷地は、道路より約50センチ高く設置されていますが、北側と西側の一部にブロック土留めを設置するということになっていまして、排水は集落排水に接続するという計画となっております。

続きまして、231529でございます。資料の8番です。申請地は西蔵院というお寺が近くにありますが、新幹線を挟んだ東側の位置となっております。周囲は、住宅地に囲まれておまして整地されておりました。排水は、公共下水

道に接続し、公共下水道にて処理するという計画になっております。

以上5件の申請につきましては、周辺への影響や支障になるものは特にないと思われま

す。

- 4番(岡田 武君) 4番、岡田です。10月22日に高橋委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。申請書番号232515番、申請地は栢間小学校より東に1,000メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が市道、東側が畑、南側が畑、西側が畑となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。また、排水については集落排水へ接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。

以上です。

- 15番(籠宮信寿君) 15番、籠宮でございます。10月20日に2件の確認を行ってございますので、ご報告申し上げます。

まず最初に、申請書番号233512でございます。資料の10を御覧いただきたいと思ひます。周辺に目印となるものがちょっとないものですから、ここの地域につきましては加須市と隣接したところでございまして、地図を見ていただきますと、すぐ真下に国道125号のバイパスがございまして、左方面が加須インター方面でございまして、その高柳北の交差点を上へ上がっていただきまして左手になります。そういったところの周辺でございまして、周囲につきましては、申請法人の東側につきましては、申請法人の駐車場、南は水路、西は全て休耕となっております。北側に今工事中でございまして、市道がございまして、現況は休耕状態で雑草が繁茂していたという状況でございまして、

次に、申請書番号233516、資料の11を御覧いただきたいと思ひます。こちらにつきましては、南栗橋の市街地に隣接する集落でございまして、周囲には家で、また中川の河川敷に本多静六博士の森がある集落に位置するものでございまして、申請地の周辺でございまして、東側は市道、西側は田、南側は水路、北側は田ということで、現況としましては、稲作収穫後の刈り入れをした状況でございまして、計画書のほうを確認させていただいたところ、雨水浸透ますをはじめとし、合併浄化槽を敷設、また隣地、境界についてはコンクリートブロックの擁壁などを設置する計画となっておりまして、隣接農地に対する影響はないものと思われま

す。

以上です。

- 12番(坂巻昭一郎君) 12番の坂巻でございます。10月21日に現地の調査、確認をしましてまいりましたので、ご報告申し上げます。

申請書番号234544、資料12と併せて御覧いただきたいと思ひます。こちらは土地が低くて農地改良工事という予定です。昔からここは非常に低地で稲作には不向きな土地のような気がしております。申請地は、久喜市の鷲宮総合支所から北東へ500メートルほどの住宅に隣接し、この東側のほうに住宅が隣接されているところでございまして、右側が県道さいたま栗橋線に隣接しております。周囲の状況につきましては、北側が畑及び駐車場、パチンコ屋さんの駐車場になっております。東側が今申しあげました県道及び市道、南側が畑と駐車場、これは自動車が置いてあるのが駐車場、西側が畑、こういう状況になっております。被害防除につきましては、資料12ページのこの補足の資料にございまして、素掘側溝、法面をつけるということで、他の農地に影響がないようにするというようになっております。そういったことから特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。

続きまして、申請書番号234545、申請地は資料の13ですか、見ていただきますと、久喜市立鷲宮中学校から南へ1キロほどの集落内に位置しているところでございまして、周囲は、北側が畑、東側が畑、南側が市道、西側が宅地とい

うことで、きれいに耕うんされております。被害の防除につきましては、外周にブロックの工事、あるいはブロックその他の工事が予定をされております。排水につきましても、南側側溝に放流するというところでございまして、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上2件の案件につきまして、申請書類及び現地の状況から許可相当と判断する次第でございます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま4人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第85号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第85号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第85号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の14ページ、今月計画変更1件提出されております。

申請書番号231518、土地の表示につきましては、久喜市内の田2筆、合計1,920平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和5年6月に事業目的を農地改良用地のための一時転用とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時は、一時転用期間として許可後から3か月間の予定でしたが、その後状況が変わり、期間を6か月間延長するため、今回計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第85号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第86号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第86号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第86号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の16ページから19ページまでになります。今月は26件の申出を受けておりまして、うち新規案件17件でございます。

それでは、新規案件についてご説明をさせていただきます。

初めに、16ページから18ページまで、申請書番号、久喜22、23、24、菖蒲の65番、借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が江面ほか地内の田32筆、畑3筆、合計1万4,120.72平米でございます。借手は江面在住の方、貸手は江面ほか在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑ほか3年間、賃借料が1,600円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、17ページ、申請書番号、菖蒲の60番、利用権を設定する農地が菖蒲町柴山枝郷ほか地内の田5筆、合計3,566平米でございます。借手は菖蒲町柴山枝郷在住の方、貸手は神奈川県鎌倉市在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稻作付5年間、賃借料が玄米30キログラムを予定しているものでございます。

続きまして、18ページ、申請書番号、菖蒲の62番、利用権を設定する農地が菖蒲町新堀地内の畑1筆、1,133平米でございます。借手、貸手ともに菖蒲町新堀在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑6年間、賃借料が2万1,605円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の63番、利用権を設定する農地は、菖蒲町台地内の畑1筆、333平米でございます。借手は菖蒲町台在住の方、貸手は除堀在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑3年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の64番、利用権を設定する農地が菖蒲町上大崎地内の田1筆、314平米でございます。借手は菖蒲町柴山枝郷在住の方、貸手は神奈川県鎌倉市在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稻作付5年間、賃借料が玄米10キログラムを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の66から70番までは借手が同じため一括してご説明します。利用権を設定する農地が菖蒲町三箇地内の畑7筆、合計5,673平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は菖蒲町三箇ほか在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑6年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、18ページ、19ページ、申請書番号、菖蒲77番から80番まで、利用権を設定する農地が菖蒲町小林地内の畑4筆、合計2,150平米でございます。借手はさいたま市岩槻区に事務所を置く法人、貸手は菖蒲町小林在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑10年間を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて69筆、3万6,535.02平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

なお、菖蒲66番から70番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなっておりますので、報告は省略します。

初めに、久喜22、23、24番、菖蒲65番の借手につきましては、久喜4地区の齋藤推進委員さんよりお願いします。

○久喜4（齋藤イツ子君） 齋藤です。よろしくお願ひします。今回、利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市にお住まいの方で、現在は水稻を925アール全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をされております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲60番の借手につきましては、菖蒲11地区の森田推進委員よりお願いします。

○菖蒲11（森田 清君） 森田でございます。今回その利用権設定する方のお住まいは柴山枝郷ということで、彼もずっと長いこと農業一筋にやっております、水稻が約700反弱、そしてイチゴ栽培が約9アールということで、地元におきましても、非常に重要な人材ですので、これも新しく設定される農地に関しましても、完全に管理されていくものと思われまふ。よろしくお願ひいたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲62番の借手につきましては、菖蒲2地区の伊藤推進委員よりお願いします。

○菖蒲2（伊藤克美君） 菖蒲2の伊藤です。よろしくお願ひします。今回利用権を設定する農地の借手の方は、菖蒲町の新堀にお住まいの方で、現在は水稻を約50アール、野菜を大体10アールぐらい耕作しております。また、地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をされており、何ら問題はないと思います。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲63番の借手につきましては、菖蒲4地区の関推進委員よりお願いします。

○菖蒲4（関 裕一君） 菖蒲4地区を担当している推進委員の関です。10月22日に聞き取りに伺いました。今回利用権を設定する農地の借手の方は、菖蒲町台地区にお住まいの方で、現在は水稻を70アール耕作をしており、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動されております。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲64番の借手につきましては、坂巻委員よりお願いします。

○16番（坂巻泰子君） 16番の坂巻です。今回の利用権を設定する農地の借手の方は、菖蒲町柴山枝郷にお住まいの方で、過去に推進委員さんをなさっていた方で、現在水稻を166アール耕作しております、全て良好に管理されており、大丈夫だと思ひます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲77番から80番までの借手につきましては、菖蒲6地区の飯田推進委員よりお願いします。

○菖蒲6（飯田 実君） 菖蒲6の飯田です。10月3日に会長、私、借手の法人3名と事務局とで新規利用権設定に伴う面談を行いました。借手の代表は、妻の実家近くである菖蒲町小林に住んでおり、以前から本業の傍ら、妻の実家の農業を手伝っていました。数年前、幕張にて開催された農業展示会においてコーヒーの栽培に興味を持ち、菖蒲町小林に法人としてコーヒー栽培することを計画し、研修先の岡山県においてコーヒー栽培の技術を学びました。利用権設定地は、借手代表の自宅の立地であり、そこにハウスを建て、代表者夫婦と役員とでコーヒーを栽培していく計

画です。以上のことから、利用権を設定する農地を適正に耕作していくものと考えます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第86号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

続きまして、議案第87号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

なお、菖蒲14番、鷺宮1番については、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第87号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の21ページ、菖蒲の13番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷地内の畑9筆、合計5,214平米でございます。借手の方は、東京都中央区に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で1,115アール耕作しております。設定する権利が賃貸借の設定で、普通畑6年間、賃借料が反当たり5,000円ほかとなっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局から菖蒲14番、鷺宮1番を除く説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

菖蒲14番、鷺宮1番を除き、議案第87号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

次に、菖蒲14番、鷺宮1番に移ります。

農業委員会等に関する法律に規定する議事参与の制限により、高橋七海委員におかれましては暫時ご退席願います。

〔11番 高橋七海君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の21ページ、22ページ、菖蒲の14番、鷺宮1番、借手が同じため一括して説明いたします。

設定を受ける農地が菖蒲町三箇ほか地内の畑10筆、合計9,680平米でございます。借手の方が東大輪に事務所を置く法人でございます。設定する権利が賃貸借権の設定で、普通畑6年間、賃借料が反当たり5,000円ほかとなっております。

ます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、菖蒲14番、鷲宮1番について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

高橋七海委員の入室を求めます。

〔11番 高橋七海君着席〕

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第6、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、24ページ、農地法第4条の届出でございます。今月1件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、議案書26ページから28ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は9件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、30ページ、農地法第5条の許可の取消しの申出についてでございます。今月は取消しの申出が1件提出されております。こちらについては、令和5年8月に建売住宅建築のための農地法第5条の許可がなされた案件ですが、計画変更のため今回取消しの申出が提出されたものでございます。

続きまして、32ページ、農地法3条の許可申請取下についてでございます。今月は取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第3条許可申請書が提出されましたが、申請受理後に譲渡人の都合により取下願が提出されたものでございます。

続きまして、34ページ、農地法第5条の許可申請の取下についてでございます。今月は取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第5条許可申請書が提出されましたが、申請受理後に譲渡人の都合により取下願が提出されたものでございます。

続きまして、36から38ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は6件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続いて、40ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は4件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま報告の説明がありました。

何かご質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますものを御覧ください。こちらにつきましては、認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出され、こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。資料にございますとおり、今月1件の申請が提出されております。

現在の作付予定面積が44アール、目標とする営農類型が野菜、芋類の複合経営でございまして、作付面積を311アールまで拡大する計画でございます。年齢が50歳であります。申請者は、今後農地の借入れを進め、サツマイモの自社販売のための加工等の設備を導入するなどし、生産の合理化等を図っていきたいという目標としております。

説明のほうは以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。

岸田委員。

○2番（岸田一男君） この計画の中で、最後に、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金、農業近代化資金）とあるのですけれども、担当は農業振興課ですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） そうですね。

○2番（岸田一男君） 分かりました。農業振興課に聞きます。ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきましては、今後、経営規模を拡大し地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時30分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年10月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 奈 良 晴 夫

署 名 委 員 杉 田 孝 行